

なかよく みんな えがおで



あなたと町を結ぶ

広報

なみえ

6

2022

No.677

毎月1回1日発行



今月の表紙 東京農業大学生 秋の収穫を願って 田植え体験 (5月15日 南棚塩)

- 2 第3回なみえ水素まつりを開催
- 3 令和5年度採用 浪江町職員募集
- 4 浪江町長選挙
- 6 保健だより
- 8 みんなでともに乗り越えよう
- 10 まちの話題／なみえ創成通信
- 13 法律知識
- 14 情報ぴっくあっぷ
- 24 連絡先一覧／なみえプロモーション課通信 vol.9

「新型コロナウイルス感染症」に
十分注意してください

「3つの密」を避け
「新しい生活様式」を
心掛けましょう



第3回

いこいの村なみえにおいて なみえ水素まつり を開催

4月10日(日)、いこいの村なみえにおいて「第3回なみえ水素まつり」を開催しました。

「水素シンポジウム」には、水素をエネルギー源としたライブを開催するなど環境に配慮した取組



を行うミュージシャンSUGIZOさん、相双地区で初となる定置式水素ステーション整備や、MIRAIのリース事業を展開している(株)伊達重機の前司昭博さん、町内のイベント活動を通じて、浪江町の魅力を全国へ発信している浪江女子発組合の播磨かなさん、環境問題や環境エネルギー分野に詳しい藤瀬里紗さんが参加し、水素社会を実現するための課題や展望などの意見交換を行いました。

SUGIZOさんからは「浪江町は震災や原発事故の被害が大き

く、世界に対しては負の町だというイメージから、今度は

エネルギーにおいて世界をリードするという立場に変わ

っていき、これほどドラマティックな場所はない」と心強いメッセージがありました。



ありました。

赤磐市から来ました木原です。ゼロカーボンシティの推進に関する業務を行っています。

水素まつりは着任後初めてのイベントでしたが、浪江町の水素

利活用に向けた取組への多くの期待とそれに関わる人々の熱意にとっても刺激を受けました。ゼロカーボンの実現は町民の皆さま一人一人のご協力が欠かせません。私も皆さまとともに浪江町の未来を考えていきたいと思います。

そして、ここで得た経験を赤磐市でい



木原 可南子 さん (赤磐市・浪江町連携協定)



なみえ水素まつりは、幅広い人々へ普及啓発を目的としており、今回は水素関連施設を巡るツアーや、水素エネルギーで沸かしたお風呂に入浴ができたなど、体験型のイベントとなりました。またMIRAIやキッチンカー、移動式水素ステーションなどの展示も行いました。

浪江町内で水素の最適な搬送につなげる実証事業が始まりました

世界最大級の水素製造拠点「福島水素エネルギー研究フィールド」(棚塩)で製造された水素を、浪江町内4か所で、効率よく運ぶシステムの実証実験が、4月10日(日)よりスタートしました。

この実証を通じてネットワーク間で水素製造や需要予測を勘案したエネルギーマネジメントシステム(EMS)を導入するのは「国内初」の取組となります。

浪江町は、町民の皆さんと一緒に「なみえ水素タウン構想」実現に向けて、ひとつずつ課題に向き合いながら、実証・解決することにより、ゼロカーボン達成に向けて取組んでいきます。



祝 開 所

既存の再エネを活用した水素供給低コスト化に向けたモデル構築・実証事業

新しい力を求めます

令和5年度 浪江町職員採用候補者試験

大学卒程度(行政職)・資格免許職(保健師・保育士)

試験職種・採用予定人員・受験資格・主な職務内容

試験職種		採用予定人員	①受験資格 ②主な職務内容
大学卒程度	行政職	3人程度	①平成5年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた人(学歴不問) ②行政全般に関する企画立案、調査、連絡調整、相談業務などの事務全般
資格免許職	保健師	若干名	①昭和62年4月2日以降に生まれた人で、保健師免許を有する人または令和5年3月末までに取得見込みの人 ②健康診断、母子保健、老人保健、感染症予防、健康教育・相談業務などの行政機関における保健衛生事務全般
	保育士	若干名	①昭和62年4月2日以降に生まれた人で、保育士資格および幼稚園教諭免許を有する人または当該資格および免許を令和5年3月末までに取得見込みの人 ②認定こども園の運営業務、子育て支援業務、保育行政事務など全般

※職務経験期間の有無、資格および免許の確認のため、最終合格決定後に資格証の写し、免許証の写しおよび在職期間証明書などの提出が必要です。採用時に資格証および免許証の写しの提出がされないときには、内定の取消しなどを行う場合があります。また、採用時に普通自動車免許を有していることが条件です。

■受付期間 5月11日(水)～6月10日(金)まで(執務時間中に限る)

郵便による申込書提出の場合は、6月8日(水)までの消印のあるものに限り、受け付けます。

■採用予定時期 令和5年4月1日以降

▷第1次試験

●試験日時 令和4年7月10日(日)

「受付」9時～9時30分 「教養試験」10時～12時

「専門試験」13時～15時(保健師は14時30分まで) ※「専門試験」終了後に適性検査を実施。

●試験会場 福島大学(福島市金谷川1)(※新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、変更となる場合があります。)

●発表 令和4年8月下旬(受験者に通知)

▷第2次試験 令和4年9月下旬頃を予定。第1次試験合格者に別途通知します。

■職員採用候補者試験の申込用紙請求・申込書送付・問合せ先

〒979-1592 浪江町大字幾世橋字六反田7番地2 浪江町役場 総務課行政係

TEL 0240(34)2111(代表) TEL 0240(34)0235(直通)

※申込用紙は、町ホームページからもダウンロードできます。

先輩職員に聞きました



一般行政職
市瀬 裕貴
(令和3年度採用)

●現在担当している仕事の内容は？

町内のエネルギー政策に関する仕事をしています。浪江町内でエネルギーを無駄なく有効に利用するための仕組み(スマートコミュニティ)について、関連事業者と共同しながら進めているところです。

●採用試験を受験した時心掛けていたことは？

公務員試験の過去問題集を中心に、問題の出題傾向を調べて勉強をしました。採用試験の準備において、自分がより重点を置いたのは二次試験の小論文で、論文の題材になるような、浪江町の課題などについて自分の中で整理して考えていました。

●浪江町職員となって良かったと感じることは？

原発事故の影響を受けた浪江町が復興の1つの柱として取り組む再生エネルギー政策に携わることが良かったと感じています。普段、住民の方と直接関わる事は少ないのですが、水素に関連したイベントを実施する中で町民の方と接し、町民の皆さんが感心を持っていることを知れて、とても嬉しく感じました。

●これから浪江町を受験する人へのメッセージを！

町内に立地している福島水素エネルギー研究フィールドは、今注目されている「水素」の世界最大級の製造拠点了。今後は、さらに様々な事業者の進出が期待されるなど、まさに再生エネルギーの最先端の取り組みが行われています。

そのような環境の中、まちづくりを行うことが出来るとても魅力のある職場だと感じています。これから一緒に働くことをお待ちしております。



一般行政職
西谷地 勝成
(令和3年度採用)

●現在担当している仕事の内容は？

浪江町の農業再生のため、町内7地区の農地のほ場整備事業に係る地区住民との合意形成や関係機関との調整を行っています。

●採用試験を受験した時心掛けていたことは？

「原発被災地の復興に貢献したい」との強い気持ちを抱き目指しました。過去に出題率が高い分野や自分が苦手な分野についての対策を重点的にを行い、二次試験対策としては、事前に町のホームページや浪江町出身の方に話を聞くなどし、町の状況についての情報を収集しました。また、家族が勉強に専念できるようサポートしてくれたことも大きかったと思います。

●浪江町職員となって良かったと感じることは？

原発事故による全町避難からの町の復興・再生に携わることができることです。ほ場整備の関係で、地区の皆さんとの話し合いを進める中で、次第に自分の名前と顔を覚えてもらえるようになり、最近は感謝の言葉もいただけるようになりました。町民の方に認めてもらえるようになったと感じられることが何よりも励みになります。

●これから浪江町を受験する人へのメッセージを！

東日本大震災そして福島第一原発事故から11年が経過しましたが、町の復興は途中段階となっており、まだまだ解決すべき課題が沢山あります。

そのような中、町民の皆さん、そして浪江町での生活を求めている人に、住んでみたい、住んで良かったと思ってもらえる様なまちづくりに私たちと一緒に携わってませんか。

● 投票所に行けない方は、
不在者投票をご利用ください ●

■ 滞在地（避難先）での不在者投票

避難や仕事などで、浪江町の遠方にお住まいの人は、滞在地（避難先）の選挙管理委員会（浪江町以外）で不在者投票ができます。

投票所で投票（当日または期日前）する人は、不在者投票の手続きは必要ありません。

不在者投票のできる期間

6月23日(木)～7月9日(土)

不在者投票の流れ

① 投票用紙などを浪江町へ請求してください

有権者の人には「選挙のお知らせ」を送ります。同封されている「請求書兼宣誓書」に必要事項を記入し、返信用封筒に入れて郵送してください。

【注意事項】

- ◆ 投票用紙の請求は、不在者投票期間前でもできますので、早めのお手続きをお願いします。
- ◆ 電話、メール、FAXでの請求はできません。
- ◆ 「請求書兼宣誓書」は町ホームページからもダウンロードできます。
- ◆ 不在者投票は、期日前投票とは違う投票方法です。

② 浪江町から投票用紙などを受け取ります

浪江町からレターパック（投票用紙、投票用封筒（内封筒と外封筒）、不在者投票証明書）が届きます。

【注意事項】

- ◆ 不在者投票用紙請求書の発送は6月上旬予定です。
- ◆ 不在者投票証明書が入った封筒は絶対に開封しないでください。
➡ 投票ができなくなります！
- ◆ 自宅で投票用紙に記載しないでください。
➡ 投票ができなくなります！

③ 滞在地（避難先）の選挙管理委員会（浪江町以外）で投票してください

浪江町から送られたレターパック一式を持参して、滞在地（避難先）の選挙管理委員会（浪江町以外）で投票してください。

選挙管理委員会は、各市区町村の役場・役所などにあります。場所や投票できる時間については、不在者投票をしたい選挙管理委員会にお問合せください。

【注意事項】

- ◆ 浪江町以外の選挙管理委員会で投票できるのは、原則として平日（土・日・祝日を除く）の8時30分から17時（勤務時間）までです。ご注意ください。ただし、例外的に土・日・祝日や勤務時間外でも投票できる場合がありますので、不在者投票をしたい選挙管理委員会にご確認ください。
- ◆ 不在者投票をした選挙管理委員会から、浪江町へ投票済の投票用紙を郵送するため、日にちに余裕を持った早めの投票をお願いします。
- ◆ 不在者投票の手続きをした後、投票所（浪江町が設置）で投票（当日または期日前）することにした場合、不在者投票の手続きを取り消さないと投票できません。必ず受け取った投票用紙など（レターパック一式）を持参し返還してください。

■ 指定病院などでの不在者投票

各都道府県の選挙管理委員会が指定した病院・老人ホームなどに入院（所）されている人で、投票所へ行くことができない人は、入院先などで不在者投票ができます。詳しくは病院・施設などの管理者にお問合せください。

■ 郵便などによる不在者投票

- 投票に必要なもの
「郵便等投票証明書」

● 対象者

- 次の①または②に該当する人
- ◆ 障がいなどがある人全員が対象にはなりません。対象となるか、浪江町選挙管理委員会へお問合せください。

- ① 身体障害者手帳または戦傷病者手帳をお持ちの人のうち、特定の障がいがある人
- ② 介護保険の被保険者証で「要介護5」と認定されている人

● 手続き

- ① 初めて利用される人
浪江町選挙管理委員会で登録手続きをしてください。証明書発行には時間がかかりますので、早めのお問合せ、お手続きをお願いします。
- ② これまでに利用されている人
「郵便等投票証明書」には有効期限があります。有効期限をご確認いただき、早めの更新手続きをお願いします。

7月10日(日) 浪江町長選挙の投票日です

浪江町の代表者を決める大切な選挙です。
きけんしないで投票しましょう。

投票日

令和4年7月10日(日)

立候補者受付

令和4年6月22日(水)
8時30分～17時



選挙のお知らせ

5月下旬～6月初旬に発送予定です。
投票所の場所、投票できる時間、投票できる人などについて記載しています。

入場券および選挙公報

立候補者受付締切後に、発送となります。

引っ越しをされた人へ

避難先変更届を浪江町役場へ提出するか、転居届を郵便局へ出してください。
これは、引っ越し前の住所に送付された郵便物が、引っ越し後の住所に転送されるサービスです。転送期間は1年間です。すでに転居届を済ませている人は、転送期間を確認のうえ、期間に空白ができないよう、再度お手続きください。
詳しくは、最寄りの郵便局にお問合せください。

選挙に関する問合せ

浪江町選挙管理委員会事務局（総務課行政係内） ☎ 0240(34)0235



一生を 共に歩む 自分の歯

6月4日(土)～10日(金)は、「**歯と口の健康週間**」です。

町内では、**むし歯予防事業が再開**しており、3歳児のフッ素塗布および妊婦歯科健診が受診できます。受診を希望する人は受診券を送付しますので、健康係まで連絡してください。

▶ 3歳児のフッ素塗布

- 対象者 浪江町に住民登録がある3歳児
 - 無料塗布期間 3歳の誕生日から4歳の誕生日の前日まで（1回限り）
- ※フッ素には再石灰化を助ける働きがあり、歯磨きと併用することで、歯の健康を保つ効果があります。

▶ 妊婦歯科健診

- 対象者 浪江町に住民登録がある妊婦
- ※妊娠中はホルモンバランスの変化などにより、虫歯や歯周病になりやすくなるので、注意してください。

▶ 実施機関

豊嶋歯科医院 TEL：0240(23)5633（要予約）
住所：浪江町大字権現堂字南深町8-2

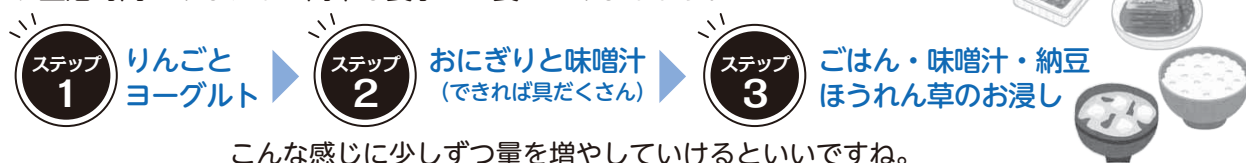


うけどんの

「食」のシリーズ2回目は「朝ごはんを食べよう」です

朝日を浴び、朝食をとる事で体内時計がリセットされ、一日の生活リズムが整います。また、ごはんなどの主食は脳のエネルギー源になるブドウ糖となって、朝から勉強や仕事に集中できます。結果、**朝食を毎日食べる人は、食べない人と比べると学力が高いという研究報告**がされています。

朝起きられなくて、朝食の時間がとれない人、夜食などの食べすぎで食欲がない人は、生活時間をみなおして簡単な食事から食べてみましょう。



健康知恵袋



新型コロナワクチン 接種の3回目接種が 未接種の人へ

居住先（避難先）自治体で接種を受けていただいておりますが、浪江町を通して、事前に意向調査を実施している自治体があります。

その場合に、「接種を希望しない・状況をみて判断したい」などの回答をして、まだ3回目接種をしていなかった人が、「**接種を希望する**」に意向が変わった場合は、健康係へ連絡してください。避難先自治体と3回目接種の実施方法を調整し、お知らせします。



HIV検査普及週間

6月1日(水)から6月7日(火)は、HIV検査普及週間です。

- エイズは**HIV（ヒト免疫不全ウイルス）**に感染することによって起こります。
- HIV**に感染してもすぐにエイズを発症するわけではありません。エイズは自覚症状がない時期が、数年から10数年以上続き、抵抗力（免疫）が低下した時に発症します。
- 感染していることを知らないうちに他の人に感染させる可能性もあります。
- 県内の各保健所では、無料・匿名での相談や**HIV検査・梅毒検査を実施**しています。

保健 だより



問 健康保険課健康係 TEL 0240(34)0249

福島県内での 各種健(検)診の 意向調査を行います

福島県内での総合健診および子宮頸がん検診の意向調査票の送付を6月上旬頃に行います。意向調査とともに、健診日程などを調整し、健診案内を送付しますので、期限内での回答にご協力ください。



▶ 対象者

19歳以上の人（年齢基準日：令和5年3月31日）で、福島県内に居住されている人
※福島県外に避難されている人で、県内での受診を希望される人は健康係までご連絡ください。
※県外へ避難されている人には、7月頃に結核予防会から全国の指定医療機関での受診案内が送付される予定です。今回の希望調査票は送付されません。

▶ 回答方法

同封の返信用封筒で健康係へ返信またはWEBから回答してください。
回答期限：6月22日(水)必着

広げよう ママ友の輪

6月と7月の かもめっ子クラブ

- ◆幾世橋防災コミュニティセンター（浪江町）
6月2日(木)・7月7日(木) 10時～
 - ◆コスモスふれあいセンター（郡山市）
6月9日(木)・7月14日(木) 10時～
 - ◆浪江町社会福祉協議会いわき事務所（いわき市）
（旧なみえ交流館1階）
6月16日(木)・7月21日(木) 10時～
- 3日前までに健康係へ電話で申込みください。



子育て広場

第2回 子育てサロン 「ぽかぽかテラス」のご案内



- 日 時 6月22日(水) 10時～11時30分
- 場 所 浪江にじいろこども園 遊戯室（状況に応じて変更あり）
- 内 容 「親子ヨガ体験」
- 申込方法 6月17日(金)までに電話で申込みください。

問 浪江にじいろこども園 TEL 0240(25)8619

農業委員会だより

農業者年金を受給されている方へ ～「現況届」の提出をお願いします～

毎年5月下旬、農業者年金受給者に、独立行政法人農業者年金基金から「現況届」が届きます。

受給者の生存、農業の再開や農地の返還の有無など、受給資格の有無を年1回確認するために必要です。農業委員会事務局、各出張所窓口または郵送にて提出ください。なお、支給停止事由に該当する場合は、農業委員会にご相談ください。

**農業委員会事務局への提出期限は
6月30日(木)です。**

**7月総会に提出する議案の申請締切日は
7月1日(金)です。**

☎ 農業委員会事務局（農林水産課内） ☎ 0240(23)5706

農地の管理にお困りの場合は ご相談ください

現在、町内の各地区において、本格的に営農を再開するまでの間、農地で作物を栽培しながら管理をする管理耕作組合が設立されており、営農再開に向けた取組が進んでいます。

避難されていて、所有者自身では農地の管理が難しい場合は、地域の状況を把握し、地域の取組にご協力いただけますようお願いいたします。地域の状況については、農業委員や農地利用最適化推進委員、農業委員会事務局へお問い合わせください。また、農地を農地以外の目的に転用することを検討されている場合も、周辺の農地への影響が考えられる場合がありますので、事前にご相談いただきますようお願いいたします。

令和4年モニタリング調査のためアユ特別採捕を実施

■実施期間

7月9日(土)～8月21日(日)
初日7時～最終日15時までの44日間

■採捕許可書交付受付期間

6月27日(月)～6月30日(木) 9時～14時
※必ず受付期間内に組合事務所にて許可証の交付を受け、採捕許可書を携帯してください。
※採捕期間中は当組合にて河川巡回をします。

■採捕場所

- 高瀬川（小野田橋～合流点まで）
- 請戸川（苅宿頭首工下流～請戸川橋まで）

■採捕法

当組合の規則で規定している竿釣りに限る。

■採捕許可書交付についてお願い

- 採捕した川魚は、すべて組合に提出してください。
- 河川工事付近には近づかないでください。
- 帰還困難区域には立ち入らないでください。
- 採捕許可書のない人の入漁は固くお断りします。

☎ 室原川・高瀬川漁業協同組合 ☎ 0240(35)1330

有害鳥獣から町を守ります

4月8日(金)、浪江町役場本庁舎において、浪江町有害鳥獣捕獲隊9人の委嘱状交付式が行われました。

昨年度に引き続き、町は9人の捕獲隊を中心に、有害鳥獣から町民生活を守る取組を続けていきます。



令和3年度有害鳥獣捕獲実績表

種類	捕獲数	種類	捕獲数
イノシシ	467頭	ハクビシン	19頭
アライグマ	45頭	カワウ	2羽
タヌキ	63頭	アナグマ	9頭

☎ 農林水産課農林水産係 ☎ 0240(34)0246

■電話およびFAX番号の復旧が完了しました

☎ 0240(36)2111 ☎ 0240(36)2158

各種受付事務や証明書発行事務などは、9月頃の開始を目標に準備を進めています。

■外トイレの利用

6月から外トイレの利用が出来ません。

仮設トイレを設置するまでの間は、近くの津島スクリーニング場のトイレをご利用ください。

津島支所からの お知らせ



住んでいたいまち
住んでみたいまち

なかよく みんな えがおの
花咲くまち なみえ

町が行っている取組についてお知らせします。

福島国際研究教育機構の誘致に関する要望を受けました

4月28日(木)、町内事業者および団体を代表して、新谷保基・浪江町商工会長、鈴木仁根・浪江町建設業組合長、金澤文隆・浪江ロータリークラブ会長、佐藤秀三・浪江町行政区長会長より、福島国際研究教育機構の誘致に関する要望書を受け取りました。

福島国際研究教育機構は、世界に冠たる「創造的復興の中核拠点」となることを目指し、国が設立の準備を進めています。

研究開発による産業の振興や居住人口・交流人口の拡大などを通して、大きな経済波及効果をもたらすことが期待されており、震災と原子力災害からの力強い復興はもとより、当町が目指す「持続可能なまちづくりの実現」に向け、確かな原動力になるものです。

皆さまの声にお応えできるよう、当町への立地に向けて、オール浪江で、誘致に全力で取り組んでいきます。

☎ 福島国際研究教育機構誘致プロジェクトチーム ☎ 0240(34)0240（企画財政課）



オール浪江で誘致を

町の復興・創生に向けた 要望書を提出しました

4月19日(火)に、額賀福志郎自由民主党東日本大震災復興加速化本部長へ復興・創生に向けた要望書を提出しました。

■要望書の主な内容

帰還困難区域の取扱いとして帰還困難区域全域の避難指示解除に向けた実施計画を示し、復興のステージに応じた避難指示解除が実施できる制度を構築すること、福島12市町村の将来像を踏まえた復興の実現として「交流人口を拡大する施策」と「交流人口から定住人口に繋げる施策」をソフト・ハード両面で実施できるよう十分な予算の確保と柔軟な支援制度を構築すること、福島イノベーション・コースト構想の着実な実現として本構想をさらに発展させるため、世界レベルの研究拠点となる福島国際研究教育機構を早期に整備することなどを求めたものです。

☎ 企画財政課企画調整係 ☎ 0240(34)0240

津島地区の住宅整備に関する 協定を締結しました

4月27日(水)、津島地区へ新たに整備する町営住宅について、公募型プロポーザル方式に係る手続きを経て、町は積水ハウス株式会社 東北シャーマン支店、双葉不動産建設株式会社と基本協定を締結しました。

今後、実施設計、造成工事、戸建（平屋）住宅10戸の整備を行い、完成は令和4年度内を予定しています。



津島地区新たな一歩へ向け

☎ 住宅水道課住宅係 ☎ 0240(34)0232

第2回 福島ッスルが開催！

4月30日(土)、筋肉の祭典「第2回福島ッスル」が道の駅なみえにおいて開催されました。

福島で1番のマッスルを決める大会、県内外から30人が出場し、照り付ける太陽のもと、ほとばしる汗と筋肉が踊る1日となりました。

大会当日は「浪江町産の米袋運び、丸太切り、鈴木酒造店の酒樽を持ち上げるタイムアタック」、「最新のEV車(日産アリア)引きと2tトラック押し」、「1対1の綱引きトーナメント」など筋肉の瞬発力、持久力を競う5種目が行われました。



マッスルこそ正義!!

マッスルこそパワー!!



マッスル大集合



ひっぱっちゃえ日産

岳温泉桜まつり

4月16日(土)・17日(日)、二本松市岳温泉の鏡ヶ池公園において、「岳温泉桜まつり」が開催されました。桜が満開に咲き誇るなか、地元アーティストによるライブやグルメの露店が並ぶなど、会場は多くの人たちで賑わっていました。

岳温泉の桜は、東日本大震災を機に岳温泉に避難した浪江町民の皆さんが、その時の恩返しにと、毎年桜の木の手入れを続けるなど、交流が続いています。浪江町イメージアップキャラクター「うけどん」も、桜まつりを盛り上げようと昨年から参加しています。イベント開催中、二本松市のご当地キャラ「菊松くん」と「うけどん」によるステージや撮影会などで、来場した人々を楽しませていました。



イベントの様子はこちら

町公式 You Tube
「なみえチャンネル」



ももクロ春の一大事が開催！

4月23日(土)・24日(日)、J ヴィレッジにおいて「ももクロ春の一大事2022 榎葉・広野・浪江三町合同大会」が開催されました。

人気アイドルグループ「ももいろクローバーZ」やご当地アイドルなどによるステージライブが行われたほか、地元の飲食店や産品販売店などの露店が軒を連ね、会場はイベントを楽しむ多くの人で賑わいました。

浪江町ブースでは、町の農業や漁業、観光を紹介するパンフレットなどを配布したり、うけどんの缶バッジ作り体験を行ったり、町の魅力発信を行いました。

また、浪江町を会場としたイベントも同時開催され、4月23日(土)の夜に開催された「夜桜を見る会～花火大会～」では、町民の皆さんや「モノノフ」と呼ばれるももクロファンの皆さんなど約850人が、音楽に合わせて夜空にあがる花火を楽しみました。



浪江女子発組合のライブが開催！

4月25日(日)、浪江町地域スポーツセンターにおいて「浪江女子発組合」の定期ライブ「Monday 居残りライブ in 浪江」が開催されました。このライブは前日開催された「ももクロ春の一大事2022 榎葉・広野・浪江三町合同大会」の後もそのまま地域に滞在して、その土地も、ライブも楽しんでほしいという想いが込められたライブイベントです。

ステージでは、浪江町の行事をイメージして作られた「ハレノヒの足跡」や「あるけあるけ」、浪江町出身シンガーソングライター牛来美佳さんのカバー曲「いつかまた浪江の空を」などが、披露されました。会場には浪江町民やファンの皆さんなど約1,350人が来場し、晴天の空のもと、ライブを楽しみました。



ポーランド駐日大使が 浪江町を訪問

4月13日(水)、ポーランド共和国のパヴェウ・ミレフスキ駐日大使が、水素社会実現の一步を踏み出すため、浪江町の「福島水素エネルギー研究フィールド」を視察しました。

ポーランドでは2030年までに水素社会実現に向けた様々な取組を進めており、今回の視察を通して、浪江町の先進的な水素技術や研究成果を確認し、互いの知見を共有しました。



赤磐市長が 浪江町を訪問

4月9日(土)、10日(日)の2日間、岡山県赤磐市の友實武則市長が、震災から11年、が経過した浪江町の復興状況とゼロカーボンに向けた取組を視察するため、浪江町を訪れました。

友實市長は、はじめに大平山霊園や請戸漁港、震災遺構浪江町立請戸小学校を訪問した後、世界最大級の水素製造拠点「福島水素エネルギー研究フィールド」を視察し、いこいの村なみえにおいて「水素まつり」に参加されました。



なみえ創成通信

学校の基本理念 子どもたちの生きる力と夢を育み、地域の未来を切り拓く学校

4月14日(木) 小学校・中学校 演劇ワークショップ

4月14日(木)、4人の講師の皆さんを迎え、小学校5・6年生と中学生全員が参加して演劇ワークショップが行われました。縦割りで編成された班ごとに、与えられたお題をもとにジェスチャーによる即興劇を創作し、実際にみんなの前で演じました。子どもたちは今回の活動を通して、仲間と協力することのよさ、話し合うことの大切さ、演じることの楽しさを実感していました。



お題「家出」
黄昏の公園で一人…

お題「修学旅行」
枕投げをしていると…

4月22日(金) 小学校・中学校 授業参観・懇談会

いつも以上に頑張っている児童・生徒の様子を保護者の皆さんに見ていただきました。よい表情で熱心に取り組んでいました。友だちの発表や意見に耳を傾けている姿は、大変頼もしく感じました。「な」みえを愛し「み」らいに向かって「え」がおで生きる子どもたち！



中学2年英語科「A Trip to Singapore」

小学3年社会科
「わたしたちのまち
みんなのまち」

法律知識

No.64



弁護士 大橋 征平

総務課 主幹
(所属：福島県弁護士会)

日常生活の中で起こる可能性のある様々な事例に対して、法律に基づいた対応策を紹介します。

Q

以前、再婚する相手と息子との養子縁組をした方がよいか相談した者です。元夫からの養育費の支払いが滞っていたことやこれから生まれてくる子供と相続で差を付けたくなかったことなどから、夫と息子の養子縁組をしました。その後、夫の暴力などがあり、別居して離婚を考えています。これから、離婚に向けて話し合いをしていくつもりです。当然、夫と息子との関係も解消していきたいと考えています。注意点などがありますか。



A

連れ子で再婚し、連れ子と再婚相手とが養子縁組をした場合に、その相手と離婚したとしても、離縁の手続きをしなければ、子供と再婚相手との養親子関係は残ったままになります。親が離婚すれば、子供も離縁したことになると勘違いしている方もいますが、離婚と離縁は別であり、離婚だけでなく、離縁しなければ子供と再婚相手の養親子関係は残ったままとなることに注意してください。

次に、協議離縁の手続きについて説明します。養子が15歳未満の場合は、離縁は、養親と養子の離縁後にその法定代理人となるべき者との協議で行うことになっています。15歳未満の者が養子縁組する場合と同様、親が本人に代わって、離縁の協議を行うことになります。協議が整った場合、養親と法定代理人が署名して自治体に養子離縁届を提出すれば離縁が成立することになります。

旦那さんが離婚に納得していない場合、離縁の協議も難しいかもしれません。旦那さんの了解を得ずに離縁したい場合、裁判所の判決で離縁するという方法があります。裁判で離縁する場合、離縁事由があることが必要となりますが、連れ子を養子とし、夫婦間に婚姻を継続し難い重大な事由がある場合、そのことで、養親子間にも縁組を継続し難い重大な事由があるとされる傾向にあります。夫婦間で暴力などがあった場合、婚姻を継続し難い重大な事由があると認められる可能性が高く、離縁事由があると認められる可能性も高いといえます。

離縁が成立した場合の効果ですが、親族関係が終了し、養親の親権は無くなり、扶養関係、相続関係も無くなります。養子の場合は、離縁すれば、親子関係が一切無くなることになります。実子には離縁のような制度はなく、実子と異なるところです。また、縁組によって変更された養子の氏も縁組前の氏に戻るようになります。

ここから下は広告です。



調査（既存住宅状況調査技術者派遣事業）を実施します。

▼調査内容

目視による住宅の劣化状況、欠陥の有無、改修すべき箇所、改修に要する概算費用の調査および算出

▼対象者

町内にある戸建て住宅の所有者

▼対象となる住宅

次の全ての要件を満たす町内にある戸建て住宅

①平成23年3月11日以前に建築した住宅

②平成23年3月11日以降居住していない住宅

▼調査に要する費用

町が負担（上限15万円）※上限を超えた分は申込者の負担になります。

▼申込期限

令和4年11月30日(水)※申込総額が予算に達した場合は募集を終了します。

■木造住宅耐震化支援事業

旧耐震基準で建築された町内の木造住宅の耐震化を推進するため、耐震診断・耐震改修を行う所有者に補助金を交付します。

▼対象住宅

所有者が自ら居住する昭和

56年5月以前に建築された町内の木造戸建て住宅

▼耐震診断

木造住宅の地震に対する安全性を専門家が診断し、耐震性が不足している部分の補強計画を作成します。

※自己負担6千円

※専門家の派遣費用は町が負担します。

▼耐震改修

耐震診断の結果、耐震基準を満たさない住宅の耐震改修工事の費用を補助します。

▼補助額

①一般改修

（住宅全体の耐震補強工事）最大100万円

②段階改修

（部分的・段階的な耐震補強工事）最大60万円

③現地建替工事

（耐震基準を満たす住宅への建替工事）最大100万円

※現地建替工事は、避難路沿道などにある住宅に限る。

▼申込期間

令和4年11月30日(水)※申込総額が予算に達した場合は募集を終了します。

①個人住宅

②個人住宅

③個人住宅

町内の住環境支援（補助金）

町内の住環境支援として個人住宅の所有者などに補助金を交付しています。

▼補助対象住宅

次の区分に応じた期間に以下の補助対象事業を行う住宅（帰還困難区域を除く）

①避難指示解除区域

平成25年4月1日以降

②特定復興再生拠点区域

平成29年12月22日以降

▼受付期間

令和5年3月17日(金)まで

※申請済の人は対象外です。

※申込総額が予算に達した場合は募集を終了します。

■個人住宅再建支援補助金

所有者が行う町内にある個人住宅の再建（新築・リフォーム・修繕など）費用の一部を補助します。

▼対象者

町内に住宅を所有している人

※新築の場合は平成23年3月11日時点で、浪江町に住民登録があった人に限る。

▼対象住宅

町内にある次の住宅

①個人住宅

②併用・併存住宅の個人住宅部分

※災害救助法に定める応急修理（平成25年度事業終了分）に係る補助を受けた住宅を除く

▼対象工事

個人住宅の再建工事（物置設置、外構工事などを除く）

▼補助金額

最大25万円

■住宅清掃費補助金

長期間にわたり管理ができず汚損などの被害を受けた町内にある個人住宅の清掃費用を補助します。

※必要に応じ、町と協定を締結している清掃業者を案内します。

▼対象者

平成23年3月11日時点で浪江町に居住していた人で、住宅を清掃し再び住む（すでに住んでいる）人

▼対象住宅

町内の個人住宅（賃貸目的・解体予定の住宅を除く）

▼対象となる清掃業者者に委託して行う清掃

▼補助金額

最大15万円

■住宅用再生可能エネルギー設備等導入補助金

▼対象者

町内にある住宅などに住宅用再生可能エネルギー設備などを設置し、令和5年3月17日(金)までに電力会社と電力需給契約を締結する人

▼対象機器および補助金額

①太陽光発電システム

最大16万円（4万円／kW）

②家庭用エネルギー管理システム（HEMS）

最大30万円（補助率1／2）

③住宅用蓄電池システム

最大30万円（3万円／kWh）

④電気自動車充電設備（V2Hシステム）

最大30万円（補助率1／2）

※②③④は令和4年度からの新しい補助金です。

※福島県補助金との併用可能です。

※福島県補助金については、（二社）福島県再生可能エネルギー推進センター（024（526）0070）へお問合せください。

※福島県補助金については、（二社）福島県再生可能エネルギー推進センター（024（526）0070）へお問合せください。

※福島県補助金については、（二社）福島県再生可能エネルギー推進センター（024（526）0070）へお問合せください。

※福島県補助金については、（二社）福島県再生可能エネルギー推進センター（024（526）0070）へお問合せください。

※福島県補助金については、（二社）福島県再生可能エネルギー推進センター（024（526）0070）へお問合せください。

※福島県補助金については、（二社）福島県再生可能エネルギー推進センター（024（526）0070）へお問合せください。

※福島県補助金については、（二社）福島県再生可能エネルギー推進センター（024（526）0070）へお問合せください。

※福島県補助金については、（二社）福島県再生可能エネルギー推進センター（024（526）0070）へお問合せください。

※福島県補助金については、（二社）福島県再生可能エネルギー推進センター（024（526）0070）へお問合せください。

※福島県補助金については、（二社）福島県再生可能エネルギー推進センター（024（526）0070）へお問合せください。

※福島県補助金については、（二社）福島県再生可能エネルギー推進センター（024（526）0070）へお問合せください。

※福島県補助金については、（二社）福島県再生可能エネルギー推進センター（024（526）0070）へお問合せください。

※福島県補助金については、（二社）福島県再生可能エネルギー推進センター（024（526）0070）へお問合せください。

※福島県補助金については、（二社）福島県再生可能エネルギー推進センター（024（526）0070）へお問合せください。

※福島県補助金については、（二社）福島県再生可能エネルギー推進センター（024（526）0070）へお問合せください。

※福島県補助金については、（二社）福島県再生可能エネルギー推進センター（024（526）0070）へお問合せください。

※福島県補助金については、（二社）福島県再生可能エネルギー推進センター（024（526）0070）へお問合せください。

※福島県補助金については、（二社）福島県再生可能エネルギー推進センター（024（526）0070）へお問合せください。

します。

※帰還困難区域を含む町内全域が対象です。

※農地や家庭菜園のみの対策は対象外です。

▼対象者

町内にある「家屋」または「家屋のある土地」の所有者

▼対象費用

家屋の鳥獣被害対策事業に伴う次の費用

・新たに購入した資材（電気牧柵など）の購入費

・業者に支払った資材設置費用

▼補助金額

最大10万円

※上限に達するまで複数回申請が可能です。

①個人住宅

②個人住宅

③個人住宅

④個人住宅

⑤個人住宅

⑥個人住宅

⑦個人住宅

⑧個人住宅

⑨個人住宅

⑩個人住宅

⑪個人住宅

⑫個人住宅

⑬個人住宅

⑭個人住宅

⑮個人住宅

⑯個人住宅

⑰個人住宅

⑱個人住宅

⑲個人住宅

⑳個人住宅

㉑個人住宅

㉒個人住宅

㉓個人住宅

児童手当制度変更のお知らせ

▼特例給付の支給に係る「所得上限限度額」が設けられます

令和4年10月支給分から、児童を養育している人の所得が所得上限限度額以上の場合、児童手当は支給されませんのでご注意ください。

▼現況届の提出が原則不要

令和4年度分の現況届から、

令和4年度分の現況届から、

令和4年度分の現況届から、

令和4年度分の現況届から、

令和4年度分の現況届から、

令和4年度分の現況届から、

令和4年度分の現況届から、

令和4年度分の現況届から、

令和4年度分の現況届から、

現況届の提出を原則不要とします。

ただし、一部の受給者については、引き続き現況届の提出が必要です。提出が必要な人は、浪江町から現況届を送付します。

▼現況届の提出が必要な人

①配偶者からの暴力などにより、住民票の住所地在浪江町と異なる人

②支給要件児童の戸籍や住民票がない人

③離婚協議中で配偶者と別居されている人

④法人である未成年後見人、施設などの受給者の人

⑤その他、浪江町から提出の案内があった人

▼各種事項に変更があった場合

児童の住所が変わったとき

などの場合は申請が必要となりますので、必ず手続きをしてください。

①児童を養育しなくなったことにより、支給対象となる児童がいなくなったとき

②受給者や配偶者、児童の住所が変わったとき（他の市区町村や海外への転出を含む）

③受給者や配偶者、児童の氏名が変わったとき

④一緒に児童を養育する配偶者を有するに至ったとき、または児童を養育していた配偶者がいなくなったとき

⑤受給者の加入する年金が変わったとき（受給者が公務員になったときを含む）

⑥離婚協議中の受給者が離婚をしたとき

⑦国内で児童を養育している者として、海外に住んでいる父母から「父母指定者」の認定を受けるとき

※詳しくは、町ホームページまたは子育て支援係までお問合せください。

⑧教育委員会事務局子育て支援係

⑨教育委員会事務局子育て支援係

⑩教育委員会事務局子育て支援係

⑪教育委員会事務局子育て支援係

⑫教育委員会事務局子育て支援係

⑬教育委員会事務局子育て支援係

⑭教育委員会事務局子育て支援係

⑮教育委員会事務局子育て支援係

⑯教育委員会事務局子育て支援係

⑰教育委員会事務局子育て支援係

⑱教育委員会事務局子育て支援係

⑲教育委員会事務局子育て支援係

⑳教育委員会事務局子育て支援係

㉑教育委員会事務局子育て支援係

㉒教育委員会事務局子育て支援係

㉓教育委員会事務局子育て支援係

あひがと
ぴくあふ

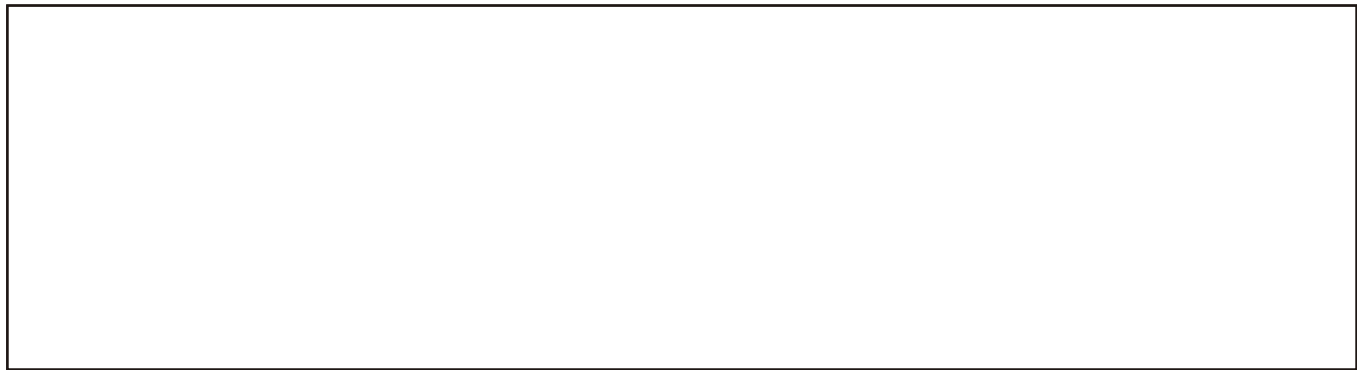
寄附

●大阪維新の会

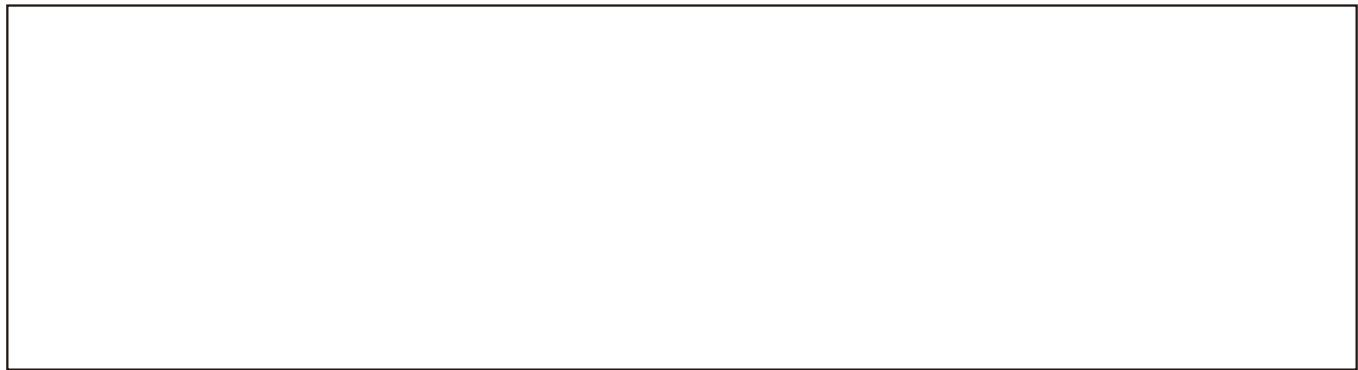
茨木市議団様

TEL 企画財政課財政管財係
0240(34)0237

ここから下は広告です。



ここから下は広告です。



「はかりの定期検査」のお知らせ

「適正な計量の実施を確保する」ため、令和4年度はかりの定期検査を実施します。商店、工場、病院、調剤薬局、直売所、コンビニおよび事業所などで、取引または証明に使用されている「はかり、分銅およびおもり」は、2年に一回の定期検査が必要です。

▼はかりなどの事前調査

6月～8月

▼所在場所検査

9月～10月（該当事業所へ通知します。）

▼検査日時

10月20日（木）
13時30分～14時30分

▼場所

サンシャイン浪江
詳しくは県のホームページ
(<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32110a/keiryu.html>)

情報格差解消事業補助金

浪江町内の住宅に新たにインターネット光回線を整備する工事または衛星放送受信環

境整備工事に要する経費の一部を補助します。

▼対象者

申請時点で浪江町に住民登録があり、同一設置場所下同補助金を一度も申請していない人

▼対象期間

平成28年9月1日（木）から令和5年3月31日（金）まで
※期間内に工事が終了していること。

▼対象工事費

・新たに住宅にインターネット光回線を引き込む初期工事費
・衛星放送受信環境を整備する工事費

※どちらか一方のみが対象となります。

契約手数料、通信費は対象外です。

▼補助金額

工事に要した経費の総額（2万5,000円が上限）

▼注意事項

工事費の年度をまたぐ分割払いには対応できません。

▼申請方法

申請書に必要書類を添えて、郵送または情報統計係まで持参してください。

申・問 企画財政課情報統計係
0240(34)0241

防災行政無線の戸別受信機を貸出

戸別受信機を1世帯・1事業者につき1台を無償で貸出しています。

戸別受信機とは、町内で流れる放送を、家の中で聞くことができる受信機です。

▼対象者

浪江町内にお住まいの人・町内に事業所のある事業者

申・問 総務課防災安全係（立入）
0240(34)0222

屋外アンテナ設置工事

戸別受信機がうまく受信できない人に向けて、屋外アンテナの設置工事を無償で実施しています。

▼対象者

設置を希望する人

申・問 総務課防災安全係
0240(34)0229

狩猟免許取得等補助金

▼対象者
・浪江町内に住民登録があり、

免許取得後、捕獲活動に3年以上従事することを誓約する方で福島県猟友会浪江支部に新たに加入する人
・浪江町有害鳥獣捕獲隊の活動依頼があった場合、従事することを誓約する人
・福島県狩猟免許試験に合格した人

▼対象免許

・わな猟免許
・第一種銃猟免許
・第二種銃猟免許

▼補助対象経費

・狩猟免許取得に係る費用（上限10,000円まで）
申・問 農林水産課農林水産係
0240(34)0246

「浪江町地域職業相談室」が臨時閉庁

令和4年6月17日（金）、「浪江町地域職業相談室」が臨時閉庁します。

当日の職業相談などは、最寄りのハローワークをご利用ください。

問 ハローワーク富岡
0240(22)3121

問 ハローワーク相双
0244(24)3531

労働困りごと相談窓口

賃金未払い、解雇、退職などの労使間のトラブルに関する困りごとや疑問についての相談をお受けします。

▼相談方法

窓口または電話やメールにてお気軽にご相談ください。

▼受付時間

平日8時30分～12時、13時～17時

問 福島県労働委員会事務局
024(521)7594

イベント・募集

「税務職員」を募集

▼受験資格

令和4年4月1日（金）において高校卒業後3年を経過していない人および令和5年3月までに高校を卒業する見込みの人（人事院が同等の資格があると認める人を含む）。

▼受付期間

令和4年6月20日（月）から6

月29日（水）まで

▼申込方法

インターネット（国家公務員試験採用情報NAVI）
(<https://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.html>)

▼第1次試験日

令和4年9月4日（日）

申・問 仙台国税局人事第二課
022(263)1111

申・問 人事院東北事務局
022(221)2022

浪江→双葉ラン

浪江町から双葉町へ、沿岸部を経由し10キロを走る催しです。

▼日時

令和4年6月19日（日）
9時30分集合

▼集合場所

JR浪江駅前交流スペース「なみえ」

▼定員

30人（先着順）

▼参加費

1,000円

申・問 南相馬市市民活動サポートセンター

0244(23)5420
e ukeike.saposen.minam
isoma@gmail.com

第一回 浪江町鳥獣対策入門講座を開催

町民の皆さまが鳥獣被害の現状と鳥獣について知り、少しでも不安を払拭できるよう、鳥獣対策に関する一般町民向けの勉強会を全4回実施します。

▼開催日時

令和4年6月25日（土）
13時30分より2時間程度

▼開催場所
大堀防災コミュニティセンター

▼申込期限・定員

6月17日（金）・20人

▼講習内容（予定）

・町の鳥獣害対策事業紹介と成果報告

・鳥獣の捕獲について

・鳥獣捕獲用箱わなの見学

申・問 農林水産課農林水産係
0240(34)0246



火葬場の予約について

双葉地方広域市町村圏組合斎場（双葉町）を使用する場合は、双葉郡内の各町村役場担当窓口にて「死亡届」と一緒に予約の手続きをしてください。

【お問合せ】

双葉地方広域市町村圏組合
北部衛生センター Tel 0240(35)5454
斎場「聖香苑」 Tel 0240(33)2416

東京電力ホールディングス株式会社から各種サポートのお知らせ

住宅の進入路などの除草作業のお手伝い

浪江町全区域を対象に、一時帰宅で支障となる進入路および1～2台分の駐車スペースの除草。
※田畑や更地の除草、樹木の伐採は対象外

簡易作業のお手伝い

避難指示解除区域、特定復興再生拠点区域、拠点外縁区域を対象に、物品の片づけ、重い物の屋内移動や屋外（敷地内）への搬出など、2人で1時間程度でできる軽作業。
※処分・運搬は依頼者で行ってください。また、事前に現地で立会いが必要な場合があります。

■お申込み・お問合せ先■

東京電力ホールディングス株式会社
福島復興本社復興推進室
浪江町・葛尾村グループ

●受付ダイヤル Tel 080(5527)3959

●実施日 月曜日～金曜日

※祝日、8月11日（木）～8月16日（火）、
12月26日（月）～1月6日（金）を除く

●受付期間

実施日の9時～12時、13時～16時

法務局からのお知らせ

自己名義の自宅や財産は、自動的に妻が相続できるか？

Q 私は妻と二人暮らしで、子供はおらず、私の両親は他界しています。私が亡くなったときは、私名義の自宅や財産は、自動的に妻のものになるのでしょうか？

A ご夫婦の片方が亡くなった場合、残された夫又は妻は相続人になります。子供がいらないご夫婦の場合、亡くなった方の両親（祖父母）も既に他界している、兄弟姉妹が相続人となります。兄弟姉妹が先に亡くなっているときは甥姪が代襲相続人になります。

ですから、あなたが亡くなったときには財産を自動的に妻が相続できるわけではなく、ご兄弟や甥姪と遺産分割協議をして、相続人全員の同意をもらう必要があります。遺産の中で自宅が大きな割合を占める場合、他の相続人の同意がもらえないと、自宅を売却して遺産を分けなければならないということもあります。

このようなことを防ぐためには、遺言書を作成することが有効です。遺言書で妻に遺したい財産を指定しておくことで、その財産については遺産分割協議をせずに妻が相続することができます。

また、令和2年7月10日から法務局において「自筆証書遺言保管制度」が始まりました。この制度を利用することにより、遺言書の紛失や改ざんなどを防ぐことができます。

遺言書の種類や作成について詳しくお知りになりたい場合は、ぜひお近くの司法書士にご相談ください。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

【福島地方法務局の所在地と電話番号】（お近くの法務局にご連絡ください。）

本 局（不動産登記部門）	福島市霞町	TEL 024(534) 2045
相 馬 支 局	相馬市塚ノ町一丁目	TEL 0244(36) 3414
郡 山 支 局	郡山市希望ヶ丘	TEL 024(962) 4505
白 河 支 局	白河市郭内	TEL 0248(22) 1207
若 松 支 局	会津若松市追手町	TEL 0242(27) 1501
いわき支局	いわき市平字堂根町	TEL 0246(23) 1729
二本松出張所	二本松市若宮二丁目	TEL 0243(22) 2617
田 島 出 張 所	南会津町田島字寺前	TEL 0241(62) 0249
富 岡 出 張 所	富岡町小浜	TEL 0240(22) 3052
【福島県司法書士会】		TEL 024(534) 7502

ここから下は広告です。



マイナンバー（個人番号）入り住民票の写しなどを請求される人へ

行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用などに関する法律により、マイナンバーの記載がある住民票の写しや、住民票記載事項証明書の交付請求をすることができます。

ただし、マイナンバーは大切な個人情報ですので、マイナンバーの記載がある住民票の写しなどを請求する際には、次の点についてご注意ください。

- ・マイナンバーの記載がある住民票の写しなどの提出先は、法律により、行政機関、地方公共団体、独立行政法人のほか、社会保障、税、災害対策の手続を行う民間事業者に限定されています。
- ・提出先へマイナンバーの記載が必要な、事前に確認してから請求をしてください。
- ・交付申請書には使用目的および提出先を必ずご記入ください。

請求できる人

本人または本人と同一世帯の人のほか、成年後見人などの法定代理人のみです。

また、委任状による代理請求の場合は、委任した本人の住所地または、町に登録している避難先へ、簡易書留郵便（郵送料は請求者負担）で郵送します。**代理人に対して直接交付することはできません。**

問 住民課住民係 TEL 0240(34)0230

放射線測定器『精密博士』の点検・校正はお済みですか？

町より各世帯に貸与しております放射線測定器「精密博士」は、正しい測定をするために年1回の点検・校正が必要です。

前回の点検・校正から1年以上過ぎてている人、使用しておらず返却したい人はご連絡ください。健康保険課窓口、各出張所でもお預かりすることができます。遠方の方は、放射線対策係までご連絡ください。



（参考）放射線測定器「精密博士」

問 健康保険課放射線対策係 TEL 0240(34)0261

生ごみ処理容器等設置報奨金の申請を受付します

町では、家庭における生ごみの有効利用と減量化推進のため、生ごみ処理容器等を購入された人に対し報奨金を交付します。

▶交付額

購入金額の2分の1（上限3万円まで）

▶対象者（全てに該当する人）

- ①町内に住所があり、かつ町内に居住している人
※避難先は対象外
- ②町税に未納のない人
- ③生ごみ処理容器を設置できる敷地を有している人
- ④堆肥化したごみを有効処理できる人
- ⑤買い替える場合、以前の報奨金交付から5年以上経過している人

▶必要書類

- ①報奨金交付申請（請求）書
- ②領収証（原本）
- ③振込口座の通帳の写し
- ④商品のパンフレットまたはカタログ（メーカー、型番、仕様・性能がわかるもの）

問 住民課除染環境係 TEL 0240(34)0228

6月は福島県の「不法投棄防止強化月間」です

毎年6月と9月は福島県の『不法投棄防止強化月間』です。

河川・山林・道路・空き地等に「ごみ」を捨てたり、ごみステーションに不適正排出をする行為は「不法投棄」です。

不法投棄をしないことはもちろん、不法投棄されないよう自分の土地を適正に管理してください。（投棄者が不明の場合は、土地の所有者が自らの責任でごみの撤去をしなければなりません。）

不法投棄を見つけた際は、現場を管轄する地方振興局、警察まで通報してください。

【通報先】

- 福島県相双地方振興局県民環境部環境課
TEL 0244(26) 1237
- 福島県双葉警察署浪江分庁舎
TEL 0240(34) 2141

町内空間線量測定結果

原子力規制委員会のモニタリングポストが設置されていない地点の空間線量測定結果をお知らせします。
シンチレーション式サーベイメータにより、地上1メートル地点の測定値を掲載しています。

(単位: $\mu\text{Sv/h}$)

地 区	測 定 地 点	測定値
浪 江	新町セブンイレブン付近	0.10
	常磐線陸橋東側	0.11
	常磐線陸橋西側	0.21
	川添字小丸田地内	0.37
	国道6号高瀬交差点付近	0.08
	高瀬字小高瀬迫地内	0.21
幾 世 橋	貴布祢	0.12
	北幾世橋字町尻地内	0.12
	北幾世橋字荒井前地内	0.10
	棚塩字弥平迫地内	0.09
	浪江にじいるこども園	0.09
請 戸	請戸橋南側	0.06
	請戸漁港	0.08
	請戸小学校	0.09
	中浜消防屯所付近	0.05
	両竹消防屯所付近	0.08
大 堀	小丸字赤下地内	0.94
	小丸字三程地内	0.35

地 区	測 定 地 点	測定値
大 堀	畑川集会所	0.43
	立野字根渡地内	0.30
	酒田町営住宅	0.23
	国道114号仙人沢トンネル南側	1.40
苅 野	室原字小萱地内	0.48
	室原字堀知木地内	0.48
	加倉ファミリーマート付近	0.51
	加倉ローソン付近	0.25
	藤橋字善明迫地内	0.09
	藤橋不動尊前	0.14
津 島	津島字水境地内	0.49
	津島字仲野作地内	1.71
	津島字谷津地内	0.62
	上津島消防屯所	0.45
	浪江町役場津島支所	0.50
	赤字木字櫛平地内	1.67
	屋曽根字尺石地内	2.05

*測定日は5月2日(月)、5月6日(金)です。

自家消費食品などの放射能簡易分析結果

町は、自家消費食品などの安全・安心のため、食品中の放射能を測る機器を配備し、放射性物質の測定を行っています。

■4月の分析結果

全ての検体		基準値以上検出された検体		
区 分	検体数	品 名	基準値を超えた検体数	最大値 (Bq/kg) *
野 菜	6	からし菜	1	173.8 (からし菜)
果 実	0		0	
魚	0		0	
山菜、キノコ類	58	つくし、たけのこ、タラの芽、ゼンマイ、しどけ、こしあぶら、フキ	24	1,359.8 (こしあぶら)
米	0		0	
その他	0		0	
水(井戸水・湧水など)	2		0	
合 計	66		25	

*基準値を超えた検体数が複数の場合は、数値の一番高いものを記載しています。

食品衛生法における基準値
(セシウム134、セシウム137の合算値)

- 一般食品……………100 Bq/kg
- 飲料水…………… 10 Bq/kg
- 牛乳、乳幼児用食品… 50 Bq/kg

※検出下限値25Bq/kgを超える検体の掲載は除いています。

正確な測定をするために、食品であれば500グラム以上、水であれば2リットル程度必要です。

※帰還困難区域以外のものを受付しています。

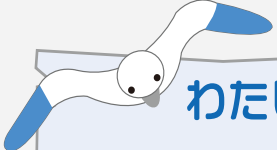
自家消費食品などの簡易測定は、浪江町役場本庁舎で随時受付しています。

検査受付は原則平日のみにになります。

※採取地など詳しくは、町ホームページをご覧ください。

ここから下は広告です。





わたしたちのまち

(令和4年4月末現在)

人 口	15,952人
男	7,882人
女	8,070人
世 帯 数	6,738世帯

住民課住民係 ☎0240(34)0230

居住人口 1,871人
居住世帯数 1,160世帯

※計上根拠…避難住民居、転入届など
総務課防災安全係 ☎0240(34)0229

お 誕 生

出生届は14日以内に

こどもの名 性別 親の名 住 所

3月

皆 川 心 人 男 一志・環 権 現 堂
増 子 風 男 貴大・香 川 添

4月

高 瀬 乃 碧 女 一成・まどか 酒 田
窪 田 悠 希 男 正行・裕子 羽 附
阿 部 葵 女 良・恵美子 加 倉
山 本 怜 女 拓也・章乃 請 戸
山 本 怜 桜 男 真広・美妃 高 瀬

お 悔 や み

死亡届は7日以内に

死亡者名 年 齢 住 所

3月

石 田 榮 壽 88歳 立 野
渡 部 シ ゲ 95歳 室 原

4月

大和田 茂 夫 74歳 赤 宇 木
桜 本 美 八 89歳 高 瀬
加 藤 エイ子 95歳 樋 渡
熊 田 益 子 96歳 請 戸
桑 原 理 82歳 田 尻
山 田 マスヨ 77歳 川 添
菅 原 恵 子 69歳 川 添
桑 原 良 子 89歳 川 添
松 本 幹 一 70歳 谷 津 田

お詫びと訂正

5月号に掲載しました、お悔やみ欄
において死亡月に誤りがありました。
訂正し深くお詫び申し上げます。

2月 愛澤 正次 97歳 大堀

お誕生・お悔やみ欄には、連絡が取れた
人を掲載しています。

企画財政課情報統計係
☎0240(34)0241

避 難 状 況 (4月30日現在)

都道府県	人数	対3/31	都道府県	人数	対3/31
北海道	55	1	滋賀県	5	0
青森県	42	0	京都府	33	0
岩手県	36	0	大阪府	63	0
宮城県	925	1	兵庫県	24	-1
秋田県	40	0	奈良県	6	0
山形県	113	-1	和歌山県	0	0
福島県	13,723	-35	鳥取県	0	0
茨城県	965	-4	島根県	4	-1
栃木県	450	0	岡山県	23	0
群馬県	134	-1	広島県	9	0
埼玉県	650	5	山口県	1	0
千葉県	557	2	徳島県	1	0
東京都	802	7	香川県	6	0
神奈川県	415	0	愛媛県	10	0
新潟県	283	-1	高知県	4	0
富山県	15	0	福岡県	21	0
石川県	25	0	佐賀県	4	0
福井県	8	0	長崎県	11	0
山梨県	37	0	熊本県	6	0
長野県	54	0	大分県	5	0
岐阜県	18	-1	宮崎県	10	0
静岡県	52	0	鹿児島県	8	0
愛知県	37	0	沖縄県	19	0
三重県	7	0	国 外	13	0

消防署からのお知らせ

大雨への備えを 事前におこなひましょう！

近年、大雨による土砂災害や河川の氾濫などが毎年各地で発生し、甚大な被害をもたらしています。特に初夏から秋にかけては台風や前線の影響で、自然災害が発生しやすい季節です。常日頃から、災害に対する備えをしておき、**早めの防災行動**がとれるようにしましょう。



ハザードマップを確認しておこう！

ハザードマップとは、洪水のほか、土砂災害や地震、津波など様々な自然災害の発生が予測される被害について場所や危険度などを示した地図のことです。

自然災害が発生した際、安全なルートを選択して避難できるようにお住まいの地域のハザードマップは必ず確認しておきましょう。



火事と救急は119番

《消防署》浪江消防署 ☎0240(34)4111
《連絡先》富岡消防署 ☎0240(22)2119



連絡先一覧

- 浪江町役場本庁舎
〒979-1592
浪江町大字幾世橋字六反田7-2
TEL 0240(34)2111 FAX 0240(35)5352
- 二本松出張所
〒964-0875
二本松市槻木253-8
TEL 0243(62)0123 FAX 0243(22)0212
- 福島出張所
〒960-8141
福島市渡利字舟場2-1
TEL 024(529)7451 FAX 024(529)7452
- いわき出張所
〒970-8025
いわき市平南白土一丁目5-12
TEL 0246(24)0020 FAX 0246(24)0026
- 津島支所
〒979-1756
浪江町大字下津島字松木山22-1
TEL 0240(36)2111 FAX 0240(36)2158

- 浪江町議会事務局
〒979-1592
浪江町大字幾世橋字六反田7-2
TEL 0240(34)0254 FAX 0240(34)0264
- 浪江町教育委員会
〒979-1592
浪江町大字幾世橋字六反田7-2
TEL 0240(34)5710 FAX 0240(34)3659
- 浪江町地域スポーツセンター
〒979-1521
浪江町大字権現堂字下馬洗田5-2
TEL 0240(34)3941 FAX 0240(35)5885
- 浪江診療所
〒979-1513
浪江町大字幾世橋字六反田7-2
TEL 0240(23)6173 FAX 0240(34)2188
- 仮設津島診療所
〒969-1404
二本松市油井字大窪118
TEL 0243(24)1431 FAX 0243(24)1438
- 浪江町社会福祉協議会浪江事務所
〒979-1513
浪江町大字幾世橋字大添52-1
TEL 0240(34)4685 FAX 0240(35)5555

なみえプロモーション課通信 Vol.9

なみえプロモーション課の庄司です。昨年4月に浪江町に移住し、1年が経過しました。昨年度は、移住を始め、様々な経験をさせていただき、あっという間の1年でした。また、以前よりもゆったりした時間を過ごすことができ、自分自身を見つめる貴重な時間にもなりました。一方で、プロモーション課としての活動は、なみえ創成小中学校の子供たちとの交流や、請戸漁港近くに描いた防潮堤アートの制作など、子供たちとの交流を主に行って来ました。こうして活動をやり遂げることができ、ご協力していただいた皆さんには感謝の気持ちでいっぱいです。

これまでの経験を基に、今年度は、『動画制作』と『介護予防教室の開催』に力を入れていきたいと考えています。動画に関しては何本か制作を予定しており、津島地区の魅力が伝わる動画や浪江町地域おこし協力隊の隊員が頑張っている様子などをお伝えできる作品にしたいと思いますので、楽しみにしててください。また、介護予防教室では、作業療法士としての経験をいかして、町民の皆さんの健康をサポート出来ればいいなと思っています。こちらも開催が決まり次第お伝えします。

今年も、浪江町のために活動をしていきたいと思っています。よろしくお願いします。



問 なみえプロモーション課 TEL 070(1397)2972